



活用しよう！ 介護保険サービス

●申請窓口 役場ふくし課 内線127

●問い合わせ 知多北部広域連合 事業課給付係 ☎052-689-2263

利用者負担の軽減制度

介護保険では、利用者負担の軽減制度があります。対象者は、役場ふくし課で手続きをしてください。対象者として、既に認定を受けている方も、更新手続きが必要です。

1 特定入所者介護（介護予防）サービス費による軽減制度

所得の低い方の施設利用が困難とならないように、所得に応じた利用者負担段階によって負担限度額が決められ、食費・居住（滞在）費が軽減されます。負担限度額を超えた分は、特定入所者介護（介護予防）サービス費が支給されます。

●対象（すべてに該当）

- ・本人および世帯全員が住民税非課税
- ・配偶者が別世帯の場合は、その配偶者も住民税非課税

- ・預貯金などが単身で1000万円（夫婦で2000万円）以下

●対象施設・サービス

- ・介護老人福祉施設（特別

養護老人ホーム

- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院
- ・シヨートステイ

※短期入所生活介護および短期入所療養介護（介護予防も含む）

2 社会福祉法人などによる低所得者負担軽減制度

著しく生計が困難な方がサービスを利用する場合に利用者負担を軽減する法人などがあります。詳細は役場ふくし課または知多北部広域連合へ問い合わせてください。

3 災害などによる利用者負担減免制度

次の要件に該当する場合、介護サービスなど（総合事業は一部対象外）を利用した際の利用者負担額が減免されることがあります。

- ・災害などにより、住宅、家財に半壊以上の損害を受けたとき
- ・主たる生計維持者が死亡し、生計が著しく困難と

なったとき

- ・疾病、障がいなどにより主たる生計維持者の年間所得見込額が前年の2分の1以下に減少し、生計が著しく困難となったとき

4 知多北部広域連合の利用者負担減免制度

介護保険料の所得段階が第1～3段階の方で、次の減免対象要件に該当する場合、介護サービスなど（総合事業は一部対象外）を利用した際の利用者負担額が減免されます。

●対象（すべてに該当）

- ・知多北部広域連合の被保険者
- ・住民税課税者に扶養されていない
- ・介護保険料を滞納していない

- ・世帯の年間合計収入が98万円（世帯員が2人以上の場合は、1人あたり32万円加算した額）以下
- ・預貯金が350万円（世帯員が2人以上の場合は、1人あたり100万円加算した額）以下

●減免割合

利用者負担額のうち、介護保険料の所得段階が第1段階の方は4分の3、第2および第3段階の方は2分の1を減免（算出条件あり）

福祉用具購入費・住宅改修費の給付制度

住宅改修費の給付制度

介護保険の被保険者で要支援・要介護認定を受けている方が、福祉用具を購入したり、住宅改修を行ったとき（要事前協議）に申請をすると、その費用の一部が福祉用具購入費または住宅改修費として介護保険から給付されることがあります。

●申請方法

▼償還払い

被保険者が購入費または工事費の全額を一旦業者に支払い、その後、知多北部広域連合に保険対象分の9割、8割または7割を申請する方法

▼受領委任払い

被保険者は購入費または工事費の保険対象分の1～2割または3割を事業者を支払

受賞おめでとうございます

■第50回日本農業賞

個別経営の部大賞、農林水産大臣賞

●有限会社あぐりサービス

代表取締役 小島 誉久さん(石浜)

■第22回全国果樹技術・経営コンクール

農林水産大臣賞

●石田 直人さん(森岡)



成年後見サポーター研修講座

●とき 6月11日(金)～7月16日(金)

(毎週金曜日 全6回)

午後1時30分～4時

●ところ 美浜町生涯学習センター

●定員 30名(先着順)

●受講料 1,000円(資料代)

●内容 法定後見の申し立て手続き、財産管理と身上監護、後見人の実務

●講師 弁護士、司法書士 など

●申込み 5月10日(月)から問い合わせ先へ

●問い合わせ

知多地域成年後見センター ☎39-2663

い、その後、申請により保険対象分の9割、8割または7割を知多北部広域連合から事業者へ支払う方法

※特定福祉用具購入や住宅改修の代金を完済した日の翌日から、2年間経過すると請求できなくなります。

●書類提出場所

▼福祉用具購入費の申請

特定福祉用具購入後、支給申請書を役場ふくし課へ

▼住宅改修費の支給申請

- ・改修工事を行う前に事前協議書を役場ふくし課へ提出
- ・事前協議書の結果通知を受け取った後、改修工事に着手
- ・工事を完了後、支給申請書を役場ふくし課へ提出

無料、予約制

介護サービス利用に関する法律相談

●とき 6月3日(木)

午後1時30分～4時30分

●ところ 大府市役所

●内容

介護サービスの利用上で生じたサービス事業者とのトラブルに関する相談で、法律問題を含むもの

●対象

知多北部広域連合から要介護または要支援の認定を受けた被保険者およびその介護者

●定員 6名(先着順)

●対応者 熊田法律事務所弁護士

●申込み

5月10日(月)～21日(金)の平日午前8時30分～午後5時に電話で問い合わせ先へ
※相談したい内容を具体的に整理しておくこと

●問い合わせ

知多北部広域連合 総務課

☎052-689-1651